

平成19年12月11日（火）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は23人で、定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 中西峰雄君、22番 楠本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、国民健康保険税の改善についてということで3項目大きく質問してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、国民健康保険税の改善についてということで、厚生労働省が毎年行っている調査によると、国民健康保険税を払えない世帯が昨年、全国で470万1,410世帯、国民健康保険加入世帯（約2,490万世帯）の20%を占めています。さらに、国民健康保険税を払えないと、医療機関の窓口で医療費を全額支払わなけれ

ばならない資格証明書（31万9,326世帯）、有効期限を3カ月などと限定している短期保険証（107万2,429世帯）が発行されています。不況やリストラの影響で国民健康保険世帯の加入者が増えるとともに、年金生活や収入の少ない人たちが多く、社会保険などと比べると保険税を払えない人が増えています。通常では7月に国民健康保険の納付決定通知が各世帯に配られ、9月末に国民健康保険証が配布されますが、1年以上国民健康保険税を滞納した世帯には、保険証ではなく、資格証明書が発行されてしまいます。資格証明書は事実上、保険証の取り上げを意味するもので、国民健康保険財政立て直しのために保険税の滞納世帯を厳しく見直し、収納率を上げる手だてを講じているためのものであり、この資格証明書では、患者は病院の窓口で、かかった医療費の3割ではなく、全額をいったん支払わなければなりません。そのため、病院にかかりたくてもかかれずに病気が重くなる方、また亡くなった方まで出ています。季節は冬に入り、風邪を引く人も増えてまいります。もしかかったならば、早目に医者へ行き、こじらせないように気をつけなければなりません。高齢者の方は特にインフルエンザの予防接種を必ず打ってほしいと思いますが、医療費を節約しようとして受診をしなかったために病気の早期発見や治療が遅れてしまったら、一体どうなるでしょう。そのままにして病気が重症化すれば、本人の健康に多大な影響を及ぼすこととなります。

このように、資格証明書や国民健康保険証がないことは、命にかかわる問題へとつながります。「医者にかかる時は死ぬときだけ」というのは100年前のことでした。ところが、

21世紀の今、国民健康保険制度のもとで同じ事態が広がっています。国民健康保険法第1条では、だれもが安心して医療を受けるための社会保障であるとうたわれています。ぜひ、弱者保護・子育て支援の観点から、低所得者世帯や乳幼児のいる世帯、母子世帯の方に対しては保険証を交付していただきたいと思しますので、以下の質問をいたします。

①としまして、本市の国民健康保険加入世帯と国民健康保険税の滞納者数をお聞かせください。②国民健康保険税の滞納者への短期保険証、資格証明書の発行者数をお聞かせください。③国民健康保険税を払わない方に対するの処置は市町村によってまちまちである。この地域格差をどのようにお考えですか。

次に、国民健康保険証のカード化について。平成13年4月、国民健康保険法施行規則が一部改正、施行され、国民健康保険保険証は1人1枚のカードとして持つことができるようになり、世帯単位で配布されている健康保険証の個人用カードができれば常時携帯でき、家族同士が別の医療機関で同時受診できるなど便利であり、緊急時等に大いに役立ちます。

この質問については、平成18年6月議会でカード化を提案し、そのために、カード化が市民の要望であることを知っていただき、調査研究をしていただいて、検討の方向を示していただきたいと訴えておりますが、保険税の引き上げのみが先行し、サービスは低下するばかりで、便利になったと言ってもらえることがなぜできないのか不思議で仕方ありません。

次年度から75歳以上の人全員が、これまで加入していた国民健康保険、社会保険等の被用者保険の資格を失い、新しい制度として後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、新保険証が1人1枚交付されることになっており、本市では約7,800の方が対象となる見

込みであります。今後は、橋本市で住んでよかったと思える政策はもちろん、市民の血税は市民に還元し、より暮らしやすい安全・安心のできる福祉医療に全力で取り組んでいただきたく思い、今回、再度質問をさせていただきます。

①といたしまして、次年度の保険証の発行はどのように検討されているのですか。②後期高齢者医療制度の新保険証は、なぜカード型サイズではないのですか。

次に、国民健康保険、出産一時金について。この件については、同僚議員もさきの議会で追及されておりましたが、要点を少し変えた形で質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ご承知のように、妊娠や出産に伴う医療費には保険が一切ききません。つまり全額負担をしなければならないということで、途方に暮れてしまう家族を助けてくれるものが出産一時金という制度です。この制度は、国民健康保険から出産費用の一部を補ってくれるというものであり、各市町村の役場で行うことができます。基本的に子ども1人につき35万円で、さらに、もしも双子だった場合は70万円支給されます。出産を控えた方から「家計のやりくりが大変なので、退院するとき一時金を引いた額だけ払えると助かります」との要望もあり、この要望に合うような制度、（自治体内の医療機関に一時金が直接市のほうから支払われ、退院の際、差額分を支払えばよいという）受領委任払い制度を来年度から導入していくということで、これまでのように一時医療費を全額負担しなくてもよいということで、大変ありがたい制度であると思えます。

また、出産育児一時金を前倒しの形で支給される出産費資金の貸付制度も導入されており、出産費資金貸付制度とは、出産育児一時

金が支給されるまでの間、申請により貸し付けを受け、出産に要する医療機関への費用に充てるという制度もございますが、いずれにしても、口座に振り込まれるまでの期間が大変遅いです。他の自治体の状況を見ても即日というところが多く、そのほか、1週間あるいは予約日というところもあります。他の自治体が即日対応できているのですから、市民サービスはもちろん、安心して子どもを産んでもらう観点から、ぜひ工夫して期間を短縮するよう努力されるべきと思いますが、いかがお考えですか。

①年間の出産妊婦数と出産費資金の貸付制度利用者数をお問かせください。②出産費資金の支払期間が他市に比べて遅いのはなぜですか。③出産育児一時金は公費助成を合わせて支給すべきであると思うが、いかがお考えですか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）それでは、お答えさせていただきます。

最初に、国民健康保険税についてお答えいたします。

一点目のご質問で、本市の国民健康保険加入世帯は平成19年6月1日現在で1万3,294世帯で、国民健康保険税の滞納世帯数は2,081世帯です。

二点目の、短期被保険者証の交付世帯は453世帯、資格証明書の交付世帯数は163世帯です。

三点目の、国民健康保険税を払わない方に対するの措置について、市町村間で格差があるとのことですが、これは資格証明書の交付をするのかしないかということ、また、滞納の期間などにより、1カ月短期被保険者証、

3カ月短期被保険者証あるいは6カ月短期被保険者証の交付をするかということについて、各保険者、つまり市町村それぞれで国民健康保険財源確保の考え方に違いがあるためと思われま。資格証明書の交付にあたりましては、事務取扱に準じ、弱者保護、子育て支援の観点からも、今後も慎重にいたします。

次に、国民健康保険証のカード化については、現在、平成20年度から実施できるように準備を進めております。

また、後期高齢者医療制度の保険証サイズについてですが、厚生労働省が今年3月にまとめた「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」では、新たな健康保険証として「健康ITカード」を導入する構想を提唱しており、その前段として、健康保険証をすべて個人ごとにカード化し、保険証番号等のデータを盛り込んだQRコードの印刷を省令で義務づける方針でした。しかし、7月になって国は、QRコードよりも高度なICチップ搭載の社会保障カードの発行方針を決め、健康ITカードの機能自体は社会保障カードに引き継がれることになる見込みです。

そのような経過がありますが、和歌山県後期高齢者医療広域連合においては、保険証の文字ができるだけ大きく、紛失のおそれが少ないと思われる現行の老人保健法医療受給者証と同サイズである保険者証に決定したと聞いております。

次に、国民健康保険の出産育児一時金についてお答えさせていただきます。

まず、平成18年度の市全体の出生数は530人です。そのうち、国民健康保険での出産育児一時金の支給件数は101件で、出産資金貸付金の利用者は1件でした。

次いで、出産育児一時金の支払いが他市に比べて遅いのはなぜかということですが、本市においては、出産後、出生届を済ませ、国

民健康保険証に氏名の記載を行った時点で支給申請を受け付け、35万円の支給を行っております。支給方法については、月の初日から15日までの受理分については月末までに、また、16日から月末までの受理分については翌月15日までに原則口座振り込みにより行っておりますが、急を要する方については、申し出により処理を急ぎ、現金支給させていただいているのが現状です。今後は、できる限り速やかに支給できるよう事務作業を見直したいと考えております。

次に、出産育児一時金支給時に公費助成をとのことでありますが、少子化対策として助成するというお考えは理解できますが、本市の財政状況は非常に厳しい状況であり、助成は難しいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

それでは、1番目の国民健康保険の改善から再質問してまいりたいと思います。

まず、国民健康保険加入世帯と国民健康保険税の滞納者数を聞かせていただいたんですが、この滞納者の中には行方がわからない方も何人かおられるのかどうかお聞かせください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）月によって人数増減ありますけれども、ご答弁先ほどさせていただきましたのは、平成19年6月1日現在で資格証明書が163世帯、短期証が453世帯と答弁させていただきましたけれども、手持ちの資料では平成19年3月末現在の数字で申し上げたいと思います。

資格証明書発行世帯は3月末現在では38世

帯、年度末にぐんと人数は減ってきます。そのうち行方不明の世帯数は23世帯です。

それと、短期証発行世帯、これにつきましても3月末現在で263世帯になりますけれども、行方不明については21世帯となっております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）2番の、短期証明書・資格証明書の発行者数を聞かせていただいたんですが、453、163世帯、県かな。そういうことで、この中で、短期証明書、資格証明書を発行している中で、低所得の方あるいは母子世帯あるいは乳幼児のいる世帯、こういう方は何人おられるんでしょう、発行している中でね。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと今データを持ち合わせておりませんので、後ほど調べて答弁させていただきます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）私は多いと思うんですよ。低所得、そういった方によって払えない、分納しておる。そういった方に短期証明書を発行しておるということで、今聞かせていただいた発行者数の中にいわゆる弱者の方が非常に多いと思いますので、また後ほどデータをお聞かせ願いたいと思います。

それと、3番に移っていくんですが、国民健康保険税を払っていない人には資格証明書、国民健康保険税を払わない人に対しては短期被保険者証を発行しているということで、払えるのに払わない人や、また、納税相談にも来られないとか、また、役所から連絡しても無視とか、また、弁明の機会を与えても無視されるとか、そういった方には強い態度で今後とも臨んでいってほしいと私も思っております。なんなんですが、国民健康保険法というものによれば、1年間保険料を納めない方

に対して被保険者証を返還するという規定になっておるといことなんですね。しかし、国民健康保険税を払わなくても被保険者証を発行している市町村があるということなんですね。

そういったことで、不公平が生じているんじゃないかということなんです。払わないから、経済的に困難な状況にある方の保険証まで取り上げてしまうというものは問題があると私は思うんです。今、全国で飛び込み出産が非常に急増しておるといことなことで、この背景には経済苦や産科施設が減って遠くになっておるといこともあるんですが、さまざまな格差が横たわっているんですが、この未受診の背景には、国民健康保険の滞納によって検診を一度も受けずに、生まれそうになってから病院に駆け込むというような出産が増えているということは事実であります。

また、健康保険の滞納があったため、出産一時金、それもその解消に充てられたというケースも聞いておるんです。みんなで支え合って行っておるのがこの国民健康保険制度であると思いますので、払えるのに払わない人がいては、やはりこの制度が成り立たないと思うんです。

そういうことで、低所得者の方とか乳幼児のいる世帯、また母子世帯については、やっぱり滞納の有無にかかわらずに一般の被保険者証を交付していただきたいと思うんです。このことについては、各自治体の自治事務ということで、本市の実情に合った形で今後とも判断をしていただきたい、かように思うんですが、この弱者の方については、滞納の有無、そういうのにかかわらず被保険者証を発行していただきたい、かように思うんですが、どうですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）短期被保険者

証あるいは資格証明書の交付ですけれども、事務取扱要綱を定めておりまして、被保険者証を更新時における滞納の状態によりまして基本的には判断させていただくことになりまして、政令で定める特別の事情があると認められるとき、あるいは老人保健法の規定による医療または公費負担の対象者、これらにつきましては、短期被保険者証を基本的には交付しないということになっております。

どういうことかといいましたら、世帯主がその財産につき災害を受け、あるいは盗難に遭ったときとか、親族が病気にかかり負傷したとき、あるいは、営業活動の事業を廃止し、休止したとき、そういう特別の事情の場合と、先ほど言いましたように、老人保健法の規定による医療にかかっている場合ですとか、児童福祉法の育成医療・療育の給付を受けている場合、あるいは、予防接種、感染症、身体障害者の厚生医療、医療関係を継続して受けておられる方については特別の事情によりますので、これらの方については短期証あるいは資格証の発行をしておりません。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）はい、わかりました。

それと、この短期保険証については、1カ月あるいは3カ月、6カ月証という形で渡しておるといことなんですが、短期保険証だったものを正規の保険証に交付している自治体もあるということなんですが、当市といたしましては短期保険証を正規保険証に変えていってほしいんですが、分納という個人的に相談等、分納している世帯もあると思うんですが、この分納についてはどれぐらいの分納期間というか、6カ月までなのか、1年以上もあるのか、そういったどれぐらいの期間。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）短期証につきましては、過年度分、今でしたら18年度分に

なりますけれども、その納付が一度もなく、納付相談にも応じてもらえない方につきましては、基本的に資格証を発行しております。なお、資格証発行前には弁明の機会を与えるということで、弁明書の提出の機会も与えておりますけれども、弁明書の提出もない、そういう方には資格証を交付しております。

それが基本なんですけれども、そこで、分納していただいた方、あるいは分納の意思が確認できる方につきましては短期証を発行させていただきます。短期証につきましては、基本的には3カ月単位を基本にしておりますけれども、運用で6カ月している場合もございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）1年以上分納している世帯はないですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）1年以上分納している世帯はあります。あると思います。後ほど正確に答弁させていただきます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）1年以上分納している世帯というのは、今、短期証明書でやられているんですか、1年以上分納している世帯はね。これ、1年以上分納しておるということは、これからも分納するという世帯であると思うんです、1年以上分納し続けている世帯というのはね。悪質というか、そういった方にはやっぱり分納状態を解消しながら、悪質な方ですよ、払えるのに払わない、分納。弱者の方を言っているんじゃないですよ。払えるのに払わない方に対して、分納でずっと来られておる方、1年以上、そういった方については、やっぱり資格証明書、そういったものに変えていかならんと思うんですよ。払える人は厳しく。どうお考えですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）収納事務につきましては基本的に納税課でやっておりますけれども、基本的に、休日の納付相談機会をとられたり、年末の一斉徴収をやったり、納付相談の機会をたびたびとれるように努力しております。基本的に、資格証明書、短期保険証の発行する最も大きな理由につきましても、納付相談の機会を与える、納税者と顔を合わせる機会を多く設けるということを基本的に、発行している理由の一つであります。

したがいまして、訪宅の場合もありますけれども、それぞれ機械的にやるのではなくて、滞納があった場合には窓口へ来ていただきまして理由等も把握させていただきまして、分納していただける方につきましては払える範囲内で、基本的には毎月毎月、保険料を発行しているわけですから、それを上回る金額を入れてもらわなあきませんけれども、基本的には収入の状況に応じて、払える金額で分納誓約していただくとか、そういうことで個別にできるだけ対応させていただくようにしております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）そういうことで、今後とも弱者の方にやっぱりそれなりの優遇をしてあげてほしいですね。それで、払えるのに払わない人に対してはやはりこれからも厳しく、回収機構、県のほうと同時進行していただいて、徴収のほうを強化していただきたいとお願いを申し上げます。

それと、国民健康保険税の徴収率の向上ということで、今、口座振替、そういったことも推進していただいておりますが、契約率はどんなになっているのかなというのと、また、コンビニ収納を実施されておること、その成果もどうなっておるのか、この二点お伺い申し上げます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）徴収業務ということで総括的にご答弁させていただきたいと思えます。

コンビニ収納につきましては、今現在、内部で他市の事例も検討しながら、どの段階でどうするかは別としまして、また、どの税を対象にするかということも含めまして今現在検討・調査中ということで、先般来も総務委員会のほうでも随行させていただきまして、調査検討しておるといふ状況でございます。

それから、先ほどご質問いただいております、貯蓄が、お金があるのに払わないという方につきましては、納税課のほうでは預貯金調査等もさせていただいております、金融機関のほうへ調査しまして、その結果あるということであれば差し押さえもさせていただいております。その中でなおかつ、ほかの事例もあるんですが、基本的に回収機構のほうへどんどん送らせていただいておりますので、その辺、税の公平性については建議していきたいというふうにご検討しております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よろしく申し上げます。

そういったことで、これから国民健康保険税の徴収率向上、上げていただくということで、今度、口座振替の推進として、口座振替してくれる人には花の種やプランターを配ったり、あるいは商品券などを配っている自治体もあるんですよ。そういったことで、どんどんこれからも税の徴収率の向上を高めていく何かをやはり考えていただきたい、そういうことをお願い申し上げます。

次に、国民健康保険証のカード化についてということなんですが、これは先ほどからも答弁させていただきまして、いろいろ調査研究をしていただきまして、次年度に向けてカード化を実現していただけるとのお答えをいただいで、大変うれしく思っております。

国民健康保険証というのは、医療機関での診察のほかにも、いろいろと役所の窓口で申請書類に加えていろいろな用途に合わせて添付せなあかんということで、今後、市民の利便性の向上に非常に役に立つということで思いますので、今後ともよろしくご要望申し上げます。

それと関連してお聞きしたいんですが、磁気健康保険証というのは1人1枚のカードにさせていただけるということで、年間、この国民健康保険、使わないというかな、医療に全然かからなかった方、そういった方については優良健康者として1人1枚、これ運転免許証もあるけど、ゴールドカードとか、そういったものを今度取り入れてほしいなと思うんですよ。あるいは健康祭り、きのうも市長言われてましたけど。そういった中で、100歳以上の方は市内で18人おられると。そやけど、医療に全然かからなくて、1年間国民健康保険税をきっちり払っていただいて、医療にもかからない健康者、健康保持者、そういった方はやはり手厚く優遇していただいて、ほんで、いろいろと日ごろの健康管理について、健康祭りについてその方にいろいろ意見を聞いたり、何人おられますか、年間。国民健康保険税をきっちり払っていただいて、ほいで医療にもかかってない、何人おられるんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと人数、今、資料を持っておりませんので、これも後ほど答弁させていただきますけれども、一応、10年以上使わない方につきましては商品券を贈呈しております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）いくら渡していただいているんやろな、商品券。多い人で56万円払っているんですよ、年間。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっとろ覚えの数字で、後ほど確かな数字を報告させていただきます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よろしく申し上げます。

それと、2番の、後期高齢者医療制度の保険、新しいサイズ、これは広域連合のほうでお決めているというんですが、何を重視しているのか。高齢者の方があるので字を大きくするためにカード型サイズにできないと言われるんやけど、カード型サイズというのはやっぱり一番携帯しやすいということやね、財布にも入れやすいしね。あんまり字、本人見てというよりお医者さんが見るんであってね、このカードは。今後とも広域連合のほうに強く、同時進行して、カード型サイズ、やっぱりそういうのを訴えていってほしいと思いますよ。よろしく申し上げます。

それと、国民健康保険、出産一時金についてなんですが、出産資金530人、貸付制度101件ということですか、お聞きしたんですが、今、非常に遅いんですね、出産一時金の支払いが。15日の締めになっているんでしょう。16日に申請した人が少なくとも1カ月以上かかるんですね。

ほんで、私、いろいろと調べてみたんですが、これ、アンケートをとって見たんですが、アンケートの結果、出産一時金については、本人、当事者、預金から取り崩して支払いしているんです。やはり生活大変なんですわ。ほんで、一刻も早く、一日も早く、この出産一時金については支払ってあげてほしいんですよ。だから、ここに今出てきましたけど、40万円前後の出産費用をどのように準備したかというアンケートに対して、91.7%の人が「預貯金を取り崩した」と回答しておるということですね。親から援助してもらった人が

3.8%、ほんで、アンケート結果から見ても、この貸付金の振り込み期間につきましては出産をためらう一因にもならないのかなと思いますので、そういったことで一刻も早く、一日でも早く振り込んであげてほしいんです。

そして、この振り込みについても、世帯主についてこれは振り込みになっているでしょう。やっぱり当事者に振り込んであげてほしいんやけど、これ、できませんか。当事者の口座に振り込んであげてほしいんですよ。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国民健康保険の被保険者につきましては世帯単位で、基本的には、納税通知等につきましては世帯主に発送しております。そういう観点からいいましたら、できるかできないか検討の余地はあるんかと思えますけれども、基本的に、現在の運用としては世帯主へお知らせするという事で運用しておりますので、ご理解してください。できるかできへんか検討させていただきます。

それから、一時金の支払いが非常に遅いということ、約1カ月前後かかるということなんですけれども、これにつきましてはおっしゃるとおりでございます。よそにできてうちができないという特殊な事情も特にないと思いますので、平成20年1月の受理分から、支給申請書を受理した日に書類確認を行いまして、書類のもれ等がなければ速やかに支給できるように改善していきたいと、そう思っております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よろしく申し上げます。

続きまして、3番の、出産一時金は公費助成を合わせて同額支給していただきたいということなんですが、これも全国のアンケート結果を私持ってきたんですよ。言わせてもらいます。



「出産費用は総額でいくらかかりましたか」という全国のアンケート結果なんですが、一番多かったのが「35万円から40万円未満」で27.2%、2番目は「40万円から45万円未満」で19.2%、3番目は「30万円から35万円未満」で17.6%、4番目は「40万円から50万円未満」で11.8%となっておるんですね。

結果から見ても出産一時金でほぼ賄える額であると思うんですが、これは退院までにかかった医療費だけで、出産準備金等は一切含まれておらんのですよ。これを含めると実情55万円ほどだいたいかかるんですよ、程度の費用がね。そういったことで、この差額の20万円を負担してくれと、そういうことを言っているんじゃないんやけれども、出せる範囲で出していただけるのであれば公費助成をお願いして、そういったことで子どもを1人でも増やしていただくというかな、安心して産めるような、そういった施策をとっていただけないのかなと思うんですが、いかがなもんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）差額の補填ということなんですけれども、これにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、お考えは十分理解できる場所なんですけれども、残念ながら、他の議員にもお答えしておりますように厳しい財政状況でありますので、助成は難しいと考えております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）そういう答え返ってくると思ってましたんやけど、そういったことで最後に、子どもは宝であるんですね。橋本市の財産や親、お年寄りを守るのも、新しい生命を守っていただくのも、みんなこの新しい生命があってこそなんですね。そういったことで、多くの被保険者に安心してお子さんを出産してもらえるように、さまざまな制度

の改革や見直しについて今後とも一生懸命努力していただきまして、そういうことを強く申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。